第75号議案

例

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条 例の件

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例を 次のように制定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 浩 喜 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例 第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については,次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改止後部分のみ存任するときは,	当 該 改 止 後 部 分 を 加 え る 。		
改正後	改正前		
(期末手当)	(期末手当)		
第 2 条 [略]	第 2 条 [略]		

期末手当の額は,算定基礎額に100 分の125(特別職に属する者にあつて は100分の217.5 (公営企業の管理者 にあつては100分の220),管理職手 当の支給を受ける職員で規則で定め るもの及び指定職の職員(神戸市職

2 期末手当の額は,算定基礎額に100 分の130(特別職に属する者にあつて は100分の222.5 (公営企業の管理者 にあつては<u>10</u>0分の225),管理職手 当の支給を受ける職員で規則で定め るもの及び指定職の職員(神戸市職

員の給与等に関する条例(昭和26年 3月条例第8号)第3条第1項第5 号に規定する指定職給料表の適用を 受ける職員をいう。) (以下これら を「特定幹部職員」という。)にあ つては100分の105、特定任期付職員 (地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律(平成14年法 律第48号) 第3条第1項の規定によ り採用された職員をいう。以下同 じ。) にあつては100分の220) を乗 じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。

(1)~(4) [略]

3 法第28条の4第1項,第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職 員(以下「再任用職員」という。) に対する前項の規定の適用について は,同項中「100分の125」とあるの は「100分の72.5」と,「100分の105」 とあるのは「100分の62.5」とする。

4,5 [略]

員の給与等に関する条例(昭和26年 3月条例第8号)第3条第1項第5 号に規定する指定職給料表の適用を 受ける職員をいう。) (以下これら を「特定幹部職員」という。)にあ つては100分の110,特定任期付職員 (地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律(平成14年法 律第48号) 第3条第1項の規定によ り採用された職員をいう。以下同 じ。) にあつては100分の225) を乗 じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

3 法第28条の4第1項,第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職 員(以下「再任用職員」という。) に対する前項の規定の適用について は,同項中「100分の130」とあるの は「100分の72.5」と,「100分の110」 とあるのは「100分の62.5」とする。

4,5 [略]

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように 改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分

(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

(期末手当)

第2条 「略]

2 期末手当の額は,算定基礎額に100 分の127.5 (特別職に属する者にあつ ては100分の220(公営企業の管理者 にあつては100分の222.5),管理職 手当の支給を受ける職員で規則で定 めるもの及び指定職の職員(神戸市 職員の給与等に関する条例(昭和26 年3月条例第8号)第3条第1項第 5号に規定する指定職給料表の適用 を受ける職員をいう。) (以下これ らを「特定幹部職員」という。)に あつては100分の107.5, 特定任期付 職員(地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律 (平成14 年法律第48号) 第3条第1項の規定 により採用された職員をいう。以下 同じ。) にあつては100分の222.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇 以内の期間におけるその者の在職期

(期末手当)

第2条 「略]

2 期末手当の額は,算定基礎額に100 分の125(特別職に属する者にあつて は100分の217.5 (公営企業の管理者 にあつては100分の220),管理職手 当の支給を受ける職員で規則で定め るもの及び指定職の職員(神戸市職 員の給与等に関する条例(昭和26年 3月条例第8号)第3条第1項第5 号に規定する指定職給料表の適用を 受ける職員をいう。) (以下これら を「特定幹部職員」という。)にあ つては100分の105,特定任期付職員 (地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律(平成14年法 律第48号) 第3条第1項の規定によ り採用された職員をいう。以下同 じ。)にあつては100分の220)を乗 じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間

第2条による改正前

間の次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 「略]

3 法第28条の4第1項,第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職 員(以下「再任用職員」という。) に対する前項の規定の適用について は,同項中「100分の127.5」とある のは「100分の72.5」と,「100分の 107.5」とあるのは「100分の62.5」 とする。 の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

3 法第28条の4第1項,第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職 員(以下「再任用職員」という。) に対する前項の規定の適用について は,同項中「100分の125」とあるの は「100分の72.5」と,「100分の105」 とあるのは「100分の62.5」とする。

4,5 [略]

4,5 [略]

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 (平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
特別職の職員で常勤のものの給与に	特別職の職員で常勤のものの給与に		
関する条例(昭和26年3月条例第9号)	 関する条例(昭和26年3月条例第9号)		

第1条に規定する者(教育長及び常勤 の監査委員並びに公営企業の管理者を 除く。) に限り、令和2年度の6月1 日及び12月1日を基準日とする期末手 当に関する神戸市職員に対する期末手 当等の支給に関する条例(昭和28年6 月条例第23号) 第2条第2項の規定の 適用については,同項中「(特別職に 属する者にあつては100分の217.5 (公 営企業の管理者にあつては100分の 220)」とあるのは、「(市長にあつて は100分の217.5に100分の70を乗じて 得た割合、副市長にあつては100分の 217.5に100分の85を乗じて得た割合, 公営企業の管理者にあつては100分の 220」とする。

第1条に規定する者(教育長及び常勤 の監査委員並びに公営企業の管理者を 除く。) に限り、令和2年度の6月1 日及び12月1日を基準日とする期末手 当に関する神戸市職員に対する期末手 当等の支給に関する条例(昭和28年6 月条例第23号) 第2条第2項の規定の 適用については,同項中「(特別職に 属する者にあつては100分の222.5 (公 営企業の管理者にあつては100分の 225)」とあるのは、「(市長にあつて は100分の222.5に100分の70を乗じて 得た割合、副市長にあつては100分の 222.5に100分の85を乗じて得た割合, 公営企業の管理者にあつては100分の 225」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月 1日から施行する。

理由

本市人事委員会の給与に関する報告及び勧告を尊重し、国及び他の地方公共団体の給与の改定状況を勘案して、職員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 75 号議案

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の件(概要)

1. 期末・勤勉手当の改定

・期末手当を 0.05 月引下げ

①令和2年度(年末手当)

	現行	改正案	引下げ月数
特 別 職	2. 225 月	2.175 月	0.05月
一般の職員	2. 250 月	2. 200 月	0.05月

②令和3年度以降(年間)

			令和2年度					
			改正後	夏期	年末	改正案	夏期	年末
特	別	職	4.40 月	2. 225 月	2. 175 月	4.40 月	2. 200 月	2.200 月
一舟	殳の耶	哉員	4.45 月	2. 250 月	2. 200 月	4. 45 月	2. 225 月	2. 225 月

2. 実施時期

1① : 公布の日

1② : 令和3年4月1日